税務相談室

平成22年度改正税法

その１

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問

平成22年度の税制改正について、お教えください。

回答

今年度の改正は不況下での税収減の中で、民主党の公約した政策実現のため多様な増減税が行われました。その結果、国税が400億円の減税、地方税は300億円の増税となる見通しです。

以下、個人課税に関連すると思われる事項についてご説明いたします。

１．扶養控除の見直し

⑴　扶養控除の廃止

扶養親族のうち、年齢16歳未満の者【年少扶養親族】（０歳から中学生までの子）に認められていた扶養控除（所得税38万円・個人住民税33万円）が廃止されました。

⑵　特定扶養控除の縮小

扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者（特定扶養親族）のうち年齢16歳以上19歳未満の者（高校生）に係る扶養控除の上乗せ部分（所得税25万円・住民税12万円）を廃止し、一般の扶養控除（所得税38万円・住民税33万円）だけとされました。

⑶　適用時期

上記⑴、⑵の改正は、所得税は平成23年分以後、個人住民税は平成24年分以後について適用されます。

＊仮に下記の例で試算しますと、所得税63,000円・住民税45,000円、合計108,000円の税負担が増えます。

給与収入　700万円
家族構成　４人家族【妻（専業主婦）子ども（中学生１人・高校生１人）】
社会保険料　年間70万円

２．寄附金控除の適用下限の引き下げ

寄附の増加は、公益法人等が自助努力の下に民力を活用して発展を図る重要な手段であるため、少額でも寄附しやすい環境を整備して、国民が額の多寡によらず、繰り返し善意の寄附を行う寄附文化の醸成・定着を目指すことを目的として、寄附金控除の適用下限が5,000円から2,000円に引き下げられました。

（総所得金額の40％）または（特定寄附金の合計額）（いずれか少ないほうの金額）
－2,000円（改正前5,000円）＝控除額

この改正は、平成22年分以後の所得税について適用されます。

３．給与所得者等が住宅資金の貸付けを受けた場合の課税特例の廃止

使用人が、勤務先から住宅資金の貸付けを受けている場合や、使用人が銀行や事業主団体等から借りている住宅資金に対して、使用者が利子補給を行っている場合に、その使用人が負担する利率が年１％以上であれば、原則として、使用人が受ける経済的利益については課税しないという特例が設けられています。

ただし、その使用人が負担する利率が１％に満たない場合には、１％の利率と貸付利率との差額について、給与所得として課税されることになっています。

この特例制度について、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付等を受けている者に対しては、この特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講じることとされています（住民税も同様です）。

４．少額の株式投資非課税制度の創設

金融証券税制の優遇措置として設けられている上場株式等の譲渡所得等に対する10％（所得税７％・住民税３％）の軽減税率の適用期限と、上場株式の配当等に対する10％（所得税７％・住民税３％）の軽減税率の適用期限は、平成23年12月31日までとなっています。

平成24年に10％の軽減税率が廃止され、税率が20％になった後も多くの個人投資家を株式市場に呼ぶことを意図して、今回の税制改正で「少額の株式投資非課税制度」が創設され、上場株式・上場投資信託などへの投資から生まれる配当や譲渡益を、一定の条件の下で非課税とする新制度が平成24年１月１日から導入されることになりました。

新制度の「少額の株式投資非課税制度」とは、平成24年から平成26年までの３年間に投資した上場株式や公募株式投資信託で、年間100万円（３年間で300万円）以下の投資から生じた配当や譲渡益を、最長10年間にわたって非課税とするという制度です。

（次号へ続く）